

免許を返納される方へ タクシー利用券のご案内

●**対象**：運転免許証を自主返納された満70歳以上の町民の方（「障害者社会参加移動支援事業給付券」「介護保険市町村特別給付高齢者外出支援事業給付券」を交付された方を除く）

●**タクシー券の枚数**：交付される時期や申請回数により異なります。

交付時期	初めて申請する場合	2～5回目の申請場合
4月～6月	500円券×40枚（20,000円相当）	500円券×20枚（10,000円相当）
7月～9月	500円券×30枚（15,000円相当）	500円券×15枚（7,500円相当）
10月～12月	500円券×20枚（10,000円相当）	500円券×10枚（5,000円相当）
1月～3月	500円券×10枚（5,000円相当）	500円券×5枚（2,500円相当）

（有効期限は交付された年度の3月末）

●**申請方法（初めて申請する場合）**：

- ・免許返納日から1年以内に申請ください。（ご家族など代理の方でも申請できます）
- ・警察署から発行される「申請による運転免許の取消通知書」と「無効後の運転免許証」をお持ちください。
- ・窓口での申請に加え、LINEによる申請も可能となりました。



△町公式LINE

※2～5回目の申請対象者には、2月末に更新案内を送付していますのでご確認ください。

■**問・申込み**：環境防災課危機管理係☎0234-43-0246

庄内広域水道企業団からのお知らせ

窓口について（4月から）

水道料金のお支払い、水道の使用開始、中止の申込みなどについては、現在の庄内町企業課庁舎で変わらずお手続きが可能です。

■**問合せ（4月以降）**：企業団本部窓口☎0234-42-0328



町HP

水道料金などのお支払いについて（4月から）

水道料金（ガス料金・下水道使用料含む）のお支払い方法は表のとおりです。

なお、既に水道料金などを口座振替にてお支払いをしている方は、同じ口座から料金が引き落とされますので、新たな手続きは不要です。

口座振替取扱金融機関		取扱金融機関
北都銀行、庄内銀行、山形銀行、きらやか銀行、鶴岡信用金庫、東北労働金庫、鶴岡市農業協同組合、余目町農業協同組合、庄内たがわ農業協同組合、庄内みどり農業協同組合、酒田市袖浦農業協同組合、ゆうちょ銀行		・上記に同じ（北都銀行を除く）・ゆうちょ銀行（郵便局）は東北6県内のみ
納入通知書によるお支払い窓口	コンビニエンスストア	くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブン-イレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、ローソンストア100 ※そのほか、MMK（マルチメディアキオスク）設置店でもお支払いできます。
	庄内広域水道企業団	企業団本部（企業課庁舎）、鶴岡事務所、酒田事務所（お住まいの地域の窓口をご利用ください）
スマートフォン決済		PayPay、auPAY、d払い、PayB、楽天ペイ、AEON Pay、FamiPay

社会保険の扶養と国民健康保険の医療費節約術

1. 社会保険（会社などの健康保険）の扶養になるためには

国民健康保険は、ほかの健康保険に加入することができない方の保険です。会社などの健康保険に加入している方（被保険者）と同居している方は、被扶養者認定の基準を確認しましょう。

2. 国民健康保険税と会社などの健康保険料の違い

国民健康保険税は加入者にかかる所得割、人数割、世帯割を算定根拠に世帯主に課税されますが、健康保険料は何人扶養となっても、被保険者の保険料は変わりません。

3. 健康保険の扶養と税の扶養

健康保険の扶養と税の扶養は異なる制度です。必ずしも一致する必要はありません。

国民健康保険の医療費節約術 ～一人ひとりの適正受診が医療費を節約します！～

<input checked="" type="checkbox"/>	チェックしてみましょう
<input type="checkbox"/>	病気の早期発見で重症化を防止
<input type="checkbox"/>	かかりつけ医をもつ
<input type="checkbox"/>	時間外受診や休日受診は控える
<input type="checkbox"/>	お薬手帳は1冊にまとめる
<input type="checkbox"/>	ジェネリック医薬品を利用する
<input type="checkbox"/>	リフィル処方箋 [*] を利用する

時間外受診や休日受診をするべきか迷ったときは
山形県救急電話

●**利用時間**：18:00～翌日8:00

●**電話番号**：15歳未満は☎#8000
15歳以上は☎#7119

※症状が安定している方に対し、1回の医師の処方により、一定期間内に薬局で最大3回まで調剤を受けることができるもの

■**問合せ**：税務町民課国保係☎0234-42-0152

高齢者虐待をなくすために

●**高齢者虐待とは**：以下のように、高齢者が恐怖を覚える、精神的に追い詰められている、生命の危険がある、安全な生活ができていないような状況になっていることを言います。

身体的虐待	心理的虐待	経済的虐待	介護・世話の放棄、性的虐待
・殴る、蹴るなどの暴力 ・打撲させる ・身体拘束、抑制 など	・怒鳴る、ののしる ・無視する ・子ども扱いする など	・年金などを勝手に使ってしまう ・必要な金銭を使わせない など	・食事や水分を与えない ・サービス利用を制限する ・わいせつな行為を強要する ・排泄の失敗などに対する罰として放置する など

【高齢者虐待の防止のために】

○日常的な声かけや見守りを

高齢者とその家族が孤立しないように、地域であたたかく見守り、地域全体で支えましょう。

○介護の負担を軽くしましょう

家族間のコミュニケーションを図り、医療・介護・福祉サービスを上手に活用し、介護の負担を減らしましょう。家族だけで問題を抱え込まず、周囲の方や相談先などに相談することが大切です。

○認知症に対する正しい知識を持ちましょう

虐待ではないかと思われるいざごは、認知症の症状で高齢者が攻撃的になって起こる場合もあります。高齢者がどうしてそのような状態になっているか理解することで対応の幅も広がります。

■**問・相談先**：保健福祉課高齢者支援係☎0234-43-0490

地域包括支援センター☎0234-45-1030（余目）、☎0234-51-2505（立川）

※**高齢者の生命にかかわる危険があると思った時は、すぐに110（警察）へ。**